

令和8年度歯科健康診査実施要領

1 目的

虫歯やいわゆる歯周病は加齢とともに増加し、組合員の食生活に少なからず影響を与えているだけでなく、ひいては生活習慣病を誘発する原因にもなっている。

虫歯、歯周病対策には早期発見、早期治療と定期的な歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）を受けることが重要である。

そこで、組合員に対し歯科健診及び口腔保健指導を受ける機会を設けることとし、組合員の健康保持推進、及び医療費増嵩対策を図ることを目的としてこの事業を実施する。

2 実施主体

公立学校共済組合徳島支部

3 対象者

公立学校共済組合徳島支部の組合員で、申込日及び受診日に当共済組合員の資格がある者 2,000人

4 実施期間

令和8年8月1日から令和8年11月30日まで

5 実施方法

受診票により歯科健診実施歯科医院で受診

6 実施内容

(1) 口腔診査

歯の状態、歯肉の状態、歯垢、歯石の付着状態など口腔内の状態や歯磨き習慣等を観察し、歯科健康診査票に記録する。

(2) 歯の健康相談

口腔観察の結果に基づいて、それぞれの状態に応じた助言、相談指導をする。

(3) 歯周炎に関する指導

歯周炎等の度合いに応じて歯垢染出し等を行い、指導を行う。

(4) 歯磨き指導

清潔になった歯の状態を受診者に確認してもらい、歯口清掃への関心と意欲を高めるとともに、その人にあった歯磨き指導を行う。

(5) 歯科健康診査票の配付

保健指導のまとめとして指導区分に基づくワンポイントを記入して受診者に手渡し、今後の歯科衛生の参考とする。

7 サービスの取扱い

歯科健診を受けるために要する時間及び歯科医院への往復に要する時間については、職務に専念する義務が免除される。

8 申込方法、留意事項

- (1) 公立学校共済組合徳島支部ホームページから各自お申込みください。
(令和8年度事業所歯科健診協力診療所から選定)
- (2) 歯科健診受診申込者数が定員を超えた場合は、抽選により受診者を決定します。
- (3) 歯科健診受診決定後、歯科健診受診決定通知書、歯科健康診査受診票を送付しますので、それにより各自で歯科医院に直接連絡、予約をしてください。
その場合公立学校共済組合歯科健診であることを歯科医院へ伝えてください。
- (4) 歯科健診の結果、治療が必要とされた場合は、後日、年次休暇により改めて治療を受けるようにしてください。
- (5) 歯科健診申込み時に記入された個人情報については、歯科健診の実施のため
のみに、公立学校共済組合徳島支部（福利厚生課内）が利用します。

【歯科健診受診事務処理の流れ】

